

○鈴木課長補佐 定刻になりましたので、ただいまより、第11回「労働政策審議会雇用環境・均等分科会家内労働部会」を開催いたします。

在宅労働課で課長補佐をしております鈴木と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の部会は会議での御参加とオンラインでの開催となります。

本日、会場にお越しの皆様には資料を御覧いただくためのタブレットを委員の皆様のお席へ配置しております。操作方法はタブレット本体の左側上方に電源がありますので、一度押していただき、画面が表示されましたら指で下から上にスワイプ等をしてください。資料が表示されない方がいらっしゃいましたら事務局までお知らせください。

また、オンライン参加の委員の皆様におかれましては、御発言いただく際はミュートの解除をお願いいたします。

では、始めさせていただきます。

本日の出欠状況は、公益委員の谷山委員、家内労働者代表の橋詰委員、委託者代表の谷山委員が御欠席となっております。それ以外の委員には御出席をいただいております。労働政策審議会令第9条の規定による定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

なお、本日は家内労働部会委員の改選後の最初の会合となりますので、部会長及び部会長代理を選任・指名いただくこととなっております。部会長選任までの間、私が進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

今回改選されました委員の皆様につきましては、お手元の配付資料1-1の家内労働部会委員名簿のとおりでございます。なお、今回新たに選任された皆様で本日御出席の委員を御紹介させていただきます。委員の皆様には一言御挨拶をいただきたいと思います。

委託者代表委員の坂巻委員でございます。

○坂巻委員 坂巻でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木課長補佐 オンラインになりますが、同じく委託者代表委員の佐藤委員でございます。

○佐藤委員 佐藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○鈴木課長補佐 ありがとうございます。

また、本日は都合により御欠席となっておりますが、公益代表委員として谷山佳津子委員、家内労働者代表委員として橋詰美知代委員、委託者代表委員として谷山真記子委員に新たに就任いただいております。

続きまして、本日の部会開催に当たりまして、田中雇用環境・均等局長より御挨拶を申し上げます。局長、お願いします。

○田中局長 雇用環境・均等局長の田中でございます。委員の皆様方におかれましては、委員をお引き受けいただきまして、どうもありがとうございます。また、3月の末という

年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

本日は、雇用環境・均等分科会の家内労働部会ということで委員をお引き受けいただきましてお集まりいただいております。家内労働法ですけれども、昭和45年にできまして、その当時は200万人ほど家内労働者の方がいらっしゃいました。その後、現在では減ってきていまして10万人を切るような状況になっています。一方で、家内労働の方にどういうことをしていただいているかということについて言えば、衣服の縫製とか、電子部品や自動車部品の組み立て、革靴の製造、特に少品目のものなどについても従事いただいている、国内製造産業の一端を担っていただいているというような状況にあります。

また、働いている方も自宅での時間を活用した働き方ということで、その方の能力、そのやる気を活かした一定の働き方となっております。

一方で、この家内労働部会にお願いをしていただいている皆さんはよく御承知かと思えますけれども、今、家内労働といっても中身がなかなかよく分からないというようなことも言われております。その中で、労働条件とか安全衛生に関しての課題も依然見られるところでございます。

こうしたような中で、厚生労働省としても家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図っていくということは引き続き重要であると考えております。都道府県労働局で最低賃金の計画的な決定とその周知、労働基準監督官による監督指導、家内労働安全衛生指導員による各種啓発指導などを実施しておりますし、とりわけ最低賃賃に関しましては近年の最低賃金の上昇も踏まえた対応が図られるように取り組んでおります。

本日の部会では、こうした状況につきまして御報告させていただきまして、委員の皆様から御意見を頂戴できればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○鈴木課長補佐 ありがとうございます。

それでは議事に入りたいと思います。お手元の議事次第に沿って進めてまいります。

まず、議題1ですが、先ほど申し上げましたとおり、部会長及び部会長代理の選任についてでございます。部会長の選任につきましては、労働政策審議会令第7条第4項に部会長の選出方法が定められており、部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員のうちから当該部会に属する委員が選挙するとあります。この委員とは労働政策審議会の本審の委員を指しまして、本審の委員で当部会に所属していただいているのは、今期は山本委員限りとなっておりますので、よって、山本委員に部会長をお願いさせていただこうと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○鈴木課長補佐 特に異議ないようですので、それでは山本委員に部会長をお願いしたいと思っております。

それでは、この後の進行は山本部会長にお願いをしたいと思います。

なお、報道関係の方におかれましては、頭撮りはここまでとなりますので、よろしくお願いいたします。

では、部会長、お願いいたします。

○山本部会長 部会長に選任いただきました山本でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、最初に部会長代理の指名手続をさせていただきたいと思います。部会長代理につきましては、労働政策審議会令第7条6項の規定により、部会長があらかじめ指名するとされております。部会長代理につきましては川田委員にお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

○川田委員 川田でございます。承知いたしました。よろしくお願いいたします。

○山本部会長 ありがとうございます。

続いて議事に入ります。議題2、家内労働の現状について、これについて事務局より説明をお願いいたします。

○鈴木課長補佐 それでは、議題2、家内労働の現状について御説明をいたします。

まず、令和7年度家内労働概況調査の結果概要についてです。

ページの下に通し番号がありますので、その番号で御案内をさせていただきます。

資料の15ページ、家内労働の現状につきましては、毎年10月の時点で各労働局が把握した家内労働の概況について取りまとめているものになります。

17ページ以下にグラフを作成しておりますので、グラフを用いて主な状況について御説明をいたします。なお、これらのグラフの基となる数値データにつきましては、参考として43ページ以下にお付けしております。

17ページの図1、家内労働者数及び委託者数の推移についてでございます。黒い折れ線グラフが家内労働者の総数となります。令和7年度は約8万5000人となっており、前年より約3,000人減少、率にすると3.6%の減となっております。家内労働者は長期的に減少してきていますが、令和3年に10万人を下回って以後も減少し、今回の調査では約8万5000人となり、引き続き減少傾向にあるものです。

次に、仕事を委託する側の委託者数についてですが、こちらは緑色の棒グラフでお示しているものになります。家内労働者数と同様、委託者数も前回令和6年より減少しており、前年比232、約3.6%減の6,249となっております。

左側の円グラフですが家内労働者の男女比についてです。女性が約9割となっており、女性の比率が非常に高いという状況になっています。

右側の円グラフは家内労働の専業、内職等の類型別の割合になります。内職が94.3%と圧倒的に多く、専業3.2%、副業2.5%となっております。副業に関してはもともと数が少ないものの、近年、ここ10年ぐらいのスパンで見ると、わずかではありますが増えている状況も見られたところですが、令和7年の集計結果では2,158人で、これは前年より若干減という結果でございました。

次に18ページの図2、業種別家内労働者の割合です。最も多いのが、その他雑貨等の30.4%、前年は30%でした。その他の分類というのは業種分類できないものの集合体です

けれども、家内労働の例としては、貴金属アクセサリーの製造やがん具の製造、生活雑貨製造などとなっています。次に繊維工業が22.3%となっています。前年は23.1%でございました。実質的には繊維工業が最も多い業種となります。こちらは洋服、和服など、衣類の縫製、ミシン加工などになります。次に多いのが電気機械器具製造業で12.2%となります。前年は12.1%でございました。これは電気機械の部品の製造でコネクター差しやワイヤーハーネスの組立などの製造を行うものになります。以上の3業種で全体の約65%となっており、業種構成については従前と変わらない状況となっております。

そのほかの各業種も含め、業種別の家内労働従事者数については、一時的な増減はあるものの、おおむね減少傾向にあるものと考えていますが、個々の委託者で見ると、一部の委託者で家内労働者への委託を再開した、委託する量が増えたといったケースもございました。

次は19ページの図3、都道府県別の家内労働者数になります。最も多いのは東京都、次いで愛知県、大阪府と大都市に多く、また、西日本は相対的に少ない傾向にございます。

続けて20ページの図4、都道府県別の委託者数のグラフです。発注する側になります。こちらも東京が圧倒的に多く、大阪、愛知など、都市圏に多い状況となっております。

次に21ページの図5、危険有害業務に従事する家内労働従事者の状況になります。危険有害業務とは労働者の身体に危険を及ぼすおそれや健康障害を引き起こすおそれが高い業務のことを言います。種類として圧倒的に多いのが動力により駆動される機械を使用する作業です。こちらは動力ミシン等を使用する繊維工業における作業となっております。次に多いのが有機溶剤等を使用する作業であり、これは接着剤、あるいは機械や部品の洗浄に有機溶剤を使用するといった作業になります。3番目がプレス機械などの金属加工機械を使用する作業の順となっております。

円グラフにあるとおり、作業従事者の男女比で見ますと女性が約8割と多いのですが、これは家内労働者に女性が多く、また、ミシンを使った繊維工業に女性が多く従事していることが要因となります。類型別に見ましても内職者が約8割と多くなっており、こちらもミシンを使用する作業に従事する家内労働者が多いことが要因となっております。

続いて22ページ、委託者についての業種別の内訳となります。繊維工業の委託者数が最も多いとなっております。

続いて23ページ、1委託者当たりの家内労働者数の状況です。平均すると、1委託者当たり13.6人の家内労働者が従事しています。

続きまして、その他の家内労働関係の状況について御説明いたします。

27ページ、家内労働法に関する監督指導の実施結果についてです。令和6年は53件の監督指導を実施し、うち18件で何らかの家内労働法違反を指導しております。違反率は34.0%となっております。違反内容を見ますと、家内労働法第3条の家内労働手帳の交付についてが9件ありました。委託者は委託する際に家内労働手帳を交付し、また、委託のつど、数量など、必要事項を記入しなければならないと定めておりますが、こうした記載などが

不十分であったものとなります。続いて27条、帳簿の備付けについて4件、これは委託者が家内労働者の氏名や工賃などを帳簿に記載して営業所に備え付けておく必要がありますが、これが適切でなかったものとなります。また、最低工賃違反が1件ございました。こちらは決められた最低工賃額以上で支払っていなかったものになります。

次に28ページ、家内労働者等の労災保険特別加入の状況になります。業務上の負傷や疾病の発生のおそれがある特定の作業に従事する家内労働者については、労災保険制度に特別加入することができる制度が設けられています。令和7年7月時点で、159の方が労災保険に特別加入しています。最も加入者数が多いのはプレス機械などの機械を使用して金属加工などを行う作業となっています。家内労働者の減少傾向に合わせて特別加入者も全体的には減少傾向にございます。

また、危険有害業務に従事している家内労働者のうち、どれくらいの方が労災保険に特別加入しているのだろうかということ推計しております。表の真ん中辺りになります。別の調査データなども活用した試算となりますが、危険有害業務に従事している者と、特別加入者の人数から推計した加入割合を試算しています。これらを見ると、ひとたび災害が発生すると重篤な災害などを引き起こす可能性の高い（イ）のプレス、シャー等を使用する作業などは、ほかの作業に比べて一定の加入をいただいている状況にあります。

一方で、下から2番目の（ホ）の動力により駆動される織機、ミシンを使用する作業については、従事される方は多いものの加入率は低い状況となっています。これはミシンを使用する業務は、それほど重篤な災害にはならないという考えから加入率が低いと考えています。このため、ミシンを使用する作業などについては加入率が低くなっている状況にあります。

この労災保険の特別加入制度は家内労働者御自身が保険料を全額負担して加入する制度ですが、一部委託者が保険料の一部を負担や補助しているケースもございます。また、自治体で特別加入者の保険料の1割、または2割を補助する制度を設けている場合がございます。こういった状況について表の右半分に記載させていただいております。

29ページ、こちらはこうした労災保険の特別加入者数、保険料負担状況の推移になります。過去5年分を含めて6年間の推移をお示ししていますが年々減少傾向になっております。引き続き危険有害業務に従事する家内労働者に向けて特別加入制度の周知も行っていきたいと考えております。

最後に30ページ、家内労働関係予算についてでございます。令和8年度の予算案は全体では2,800万円、前年度比400万円増で要求させていただいております。

1の家内労働行政の推進に要する経費といたすのは、最低工賃の改正に係る実態調査や周知活動を行うための経費になります。令和8年度は3年に一度実施している家内労働等実態調査を行うことにしております、その経費をプラスで要求させていただいております。

2の家内労働に係る安全衛生管理の指導等に要する経費ですが、これは労働局に非常勤

職員の家内労働安全衛生指導員を配置し、委託者を訪問し、家内労働に関する周知啓発に当たっていただいておりますが、そのための費用となります。これについては前年度同程度としております。

最後に3、家内労働者安全衛生確保事業に関する経費でございます。これは外部への委託事業により家内労働に関するセミナーや個別訪問等による周知啓発事業を実施しておりますが、この委託事業費に関してとなります。これも前年度同程度で要求させていただいております。

厳しい財政状況の下ではございますけれども、必要な予算が確保できるよう、関係部署に引き続き働きかけていきたいと考えております。

以上が家内労働の令和7年度の概況ということになります。

以上でございます。

○山本部会長 ただいまの家内労働の現状等についての御説明ですが、御意見・御質問等がございましたら遠慮なく御発言ください。なお、オンライン参加の皆様におかれましては、御発言の際は挙手ボタンを押してください。こちらから指名させていただきます。それでは、御意見等がありましたらよろしく願いいたします。

柴田委員、お願いいたします。

○柴田委員 私のほうからは、27ページの監督指導結果について少し申し述べさせていただきたいと思っております。監督指導の実施件数が18件から53件に増加したということで、各都道府県の労働局では多岐にわたる業務を抱える中、前年度以上に丁寧な監督指導を行っていただいたものと受け止めております。

近年、都道府県の最低工賃の審議会の様子を聞いておりますと、最低賃金引上げに伴って改正の必要性の認識が高まっているということでございますので、そういったこともあって、最低工賃の改正数、昨年は14件でございましたし、近年は一定の件数で改正をされていると思っております。

また、15次計画では、早期の見直しが必要と判断される場合には2年度の見直しということも盛り込まれておりますので、そういったことを踏まえますと、監督指導の重要性が増しているのかなと思っております。私どもUAゼンセンが特に関与しますのは繊維工業でございまして、委託事業者には地場中小企業がたくさんあるといった状況の中で、最低工賃の引上げですとか、基本的な法令遵守については継続して徹底されるためには、丁寧な周知と監督指導が重要かと思っております。法令違反を未然に防止する抑止力になっているとも思いますので、引き続き各労働局におかれましては、積極的に監督指導を実施いただきますよう、期待を込めて意見とさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○山本部会長 ありがとうございます。

事務局のほうからコメントがあればお願いいたします。

○千葉課長 在宅労働課長でございます。御意見ありがとうございます。

労働局、労働基準監督署におきましては、家内労働につきましても管内の委託状況などの実情を踏まえまして、それぞれ適切に委託者に対する監督指導を実施するようになっているところでございます。引き続き、管内の労働環境等の実態も踏まえながら、家内労働者を含めた労働条件の確保改善に努めてまいりたいと思います。

○山本部会長 柴田委員、よろしいですか。

そのほかに御意見等はございますでしょうか。

芝山委員、お願いいたします。

○芝山委員 私のほうから、28～29ページのところにある家内労働者等の労災保険特別加入状況について質問させていただきたいと思います。まず、加入件数が非常に割合として低いというところで、2.3%という数は非常に低いのかなと思っています。先ほどおっしゃったように、安全なものに関してはいいのですけれども、一番上にあるプレスとか、危険な作業に関しましても20%しか入っていないというところになって、8割が保障されていないところがいかなともしがたいのかなと思っています。

その原因としましても全額負担というのが加入率を下げているのかなと思っておりまので、こちらの委託者とか、もしくは自治体が一部負担をしているところもありますけれども、できれば皆さんがこういった一部負担をしてもらって加入できるような形を体制としてなるべく整えていってほしいと思います。いろいろやり方だと思っておりまので、その費用等でありましたら、例えば委託者が前もってこういった工賃等も含めたものの中に危険に関する保険料を入れ込むといったことも検討することによって、この加入率のほうを何とか上げるような対策を考えていただきたいと思います。

以上です。

○山本部会長 ありがとうございます。

コメントがありましたらお願いいたします。

○千葉課長 御意見ありがとうございます。

御意見のような対応は直接的にはなかなか難しいと思うところではございますが、委託者に対しましては家内労働者の安全への配慮も求められているところですので、こうしたことも踏まえながら危険有害業務を有する委託者等に対しては、特別加入制度に対しての周知をさらに努めてまいりたいと思います。

○芝山委員 よろしくお願いいたします。

○山本部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見・御質問ありますでしょうか。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 佐久間でございます。御説明を賜りましてありがとうございます。

資料のデータについて、二、三お伺いしたいのですけれども、まず代理人のマージン率については、どのように決定されているのかについてお伺いしたいのが1点です。

次に、委託業者、請負業者についてですが、委託業者から請負業者に依頼し、二次・三

次の請負など、多重な請負をしている職種というのものもあるのではないかと思います。例えば繊維、アパレルの関係等でもあるのではないかと思います。そういう委託業者が直接でもなく、委託業者から請負業者に二重三重に請け負っている形態があるのかどうか、その辺を教えていただきたい。

つまり、階層が深くなると、それだけ委託や請負業者に対する支払うマージンが重なり、最後に家内労働者に行く賃金・工賃部分が少なくなってくるという状況があるのではないかと思いますので、もし、分かればで構いませんが教えていただきたいと思います。

それと、27ページのところで、私も柴田委員と同じように、監督の関係、指導の実施経過についてですが、各地の労働局や労働基準監督署でも大変お忙しい中、回られていると思うのです。今回の違反率としては34%と、対象企業数や業種や職種の数の関係もあるでしょうけれども、昨年度に比べ大幅に少なくなっています。過去を見ても違反率が少ないということで、労働局や労働基準監督署のほうで対象を絞って巡回や指導を行ってきていると思うのです。今回、絞った要因や違反率が少なくなっている特徴があったのかどうか、教えていただきたいと思います。

あと、工賃の関係ですが、これは毎回、当部会において私が申し上げているのですけれども、今回も労働側は「家内労働者」のほう、使用者側として私どもは「委託業者」という立場でお話をするということなのですが、家内労働は労働者性が非常に強いものの、私は明らかに事業者であると考えています。その中で、事業をやる上でも工賃が最低賃金のアップ率とか、それを満たさないような1時間単位に換算することができるかというものなのですが、これを上回らないと、商売としてやっても、それはお小遣い稼ぎだというのがあるかもしれませんが、ここはしっかりと賃金を上げていただきたい。工賃を上げていただきたいと思います。

現状、すべての職種で工賃が上がっているかどうか、その辺はしっかり見ていただく必要があると存じます。これは事業者としても、また、労働側としての立場としても、ちゃんと上がっていかないと商売が成り立たないと思いますので、その辺はどうなっているか教えていただきたいと思います。

最後に意見ですが、実際、この家内労働は地域の地場産業、それから、零細事業者の補完的な役割があって、フリーランス法もできておりますけれども、フリーランスを含む在宅の就業の関係とか、内職、そして、業務委託型の住宅でやるワークの関係とか、あとはプラットフォームというか、ギグワーカーというか、そういうあっせんをするような取扱いを必要とする動きとして、重要な役割があると思います。今までの家内労働、だんだん人数が減ってきて予算もなかなか取りにくいのがあるのですけれども、ここでフリーランスとかも一体として考えていただくような制度設計を行っていただけないものか、というのが私からの意見でございます。

以上でございます。長くなってすみません。

○山本部会長 4つの御質問と御意見を1点いただきました。ありがとうございます。

事務局のほうでお願いいたします。

○鈴木課長補佐 1点目、最初におっしゃられたマージンとかの関係ですけれども、マージン率に関する調査はしていないので分からないというのが正直なところです。

請負とか重層的な関係というのは、もちろんどの業界でもいろいろかと思うのですけれども、家内労働法では最終的な委託業者と家内労働者との間の関係での規制ということになっていて、委託業者のさらに上が一次下請、二次下請、三次下請とか、いろいろありますけれども、家内労働法で見ているのは、例えば三次下請と家内労働者の間の関係ということになります。どの段階でどのぐらい請負代金が変わってきているのかということまでは、正直そこは分かりかねるところになります。最終的に受けている家内労働者と、それを発注している委託者の間での適切な工賃の支払いとか、そういったところについて引き続き対策をしていきたいと考えております。

1番目は以上でございます。

○佐久間委員 27ページの監督の関係ですけれども、違反率が34%ということです。これは焦点として特定の職種とかを絞ってやったから、これだけ違反が少なく見えているのかとか、その辺をできたら教えていただきたいです。

○鈴木課長補佐 監督指導につきましては、その年、それぞれの監督署でどこを選ぶかによって変わってくるのですけれども、ちなみに今回の6年は比較的繊維工業に関して監督指導を実施したと承知をしています。ただ、違反率が低かったのは別に業種とか、そういうことではなくて、その年その年で選んだ対象の状況とか、地域の状況で今回はこうであったということかと思えます。別に何かこれでこの業界がよくなったとか、悪くなったとか、そういうことではないかと思えます。

○山本部長 あと、先ほどの御質問だと、工賃のことと最後の御意見についてもお願いいたします。

○千葉課長 ありがとうございます。

最低工賃の上がり幅についてどうだったかという話になろうかと思えます。後ほど、まとめて第15次計画の推進状況を御説明させていただきますが、令和7年度は41件の最低工賃が対象となっておりまして、この中で答申済み、あるいは公示済みということで、18件に関しましては改正をするということで一部手続き中ではありますが確定しております。

これらについて、前回改正段階での最低工賃の単価、それから、今年度の単価を比較して、どれくらい上がったかということを見比べてみたわけですが、最低工賃は工程ごとに細かく区分がございますが、それらについて単純平均を取ってみたところ、10%を超えるようなものが、18件のうち14件ございます。あとはそれ以下の5~10%が3件、5%未満が1件というような状況になってございます。

○佐久間委員 先ほどの監督の関係、これは本部というか、厚生労働省本省のご担当課から、今年度はこういう職種を対象とする等、御指示を行っているのかお伺いしたいです。

あと、先ほど課長様のほうから御説明を賜りました10%を超える工賃が上がっていると

いうところです。これは大体平均すると、時間単価にするとどのぐらいになるのでしょうか。1,000円とか、900円とか、毎年家内労働のしおり等に工賃が出ていたり、出ていなかったりとかするものですから。

以上です。

○鈴木課長補佐 監督指導については、本省から特に指示はございません。各監督署、労働局で選んで実施しているということになります。

○千葉課長 今ほどの御質問の関係でございます。最低工賃の上がり幅は説明したとおりでありますが、今おっしゃられた時間当たり、どれぐらいの平均単価になりそうかということは、申し訳ございませんが、現在そういった数字はございません。

○山本部会長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見・御質問はありますか。よろしいでしょうか。

それでは、議題2はこれぐらいにさせていただきます。

次に、今、佐久間委員からもいろいろ御意見があった最低工賃の関係についての議題3に移りたいと思います。これも事務局のほうから説明をお願いいたします。

○鈴木課長補佐 では、議題3、第15次最低工賃新設・改正計画の進捗状況について御説明いたします。資料は3番の33ページ以下になります。

最低工賃の改正等につきましては、改正等を計画的に進めるため、最低工賃新設・改正計画というものを定め、取り組んでいるところでございます。現在は、令和7年度から令和9年度の3か年を計画期間とする第15次最低工賃新設・改正計画を定め、本計画に基づき取り組んでいるところでございます。

まず、本計画に関して、改めて昨年度までの経緯を御報告しますと、この3か年計画の策定に当たっては、以前の第14次計画までは最低工賃等の見直しに関しては、原則として3年をめどに実態を把握し、見直しを図ることとしていたところです。しかしながら、昨今の物価や経済状況、とりわけ賃金や最低賃金を取り巻く状況の変化を踏まえ、また、本部会における皆様方の御意見を踏まえ、この記載部分について見直すこととしております。

具体的には「原則として3年をめどに実態を把握し、見直しを図ること」という地方局への指示については、これを、「原則として3年をめどに実態を把握し、見直しを行っている。今後は、加えて、経済情勢の変化や地域の実情、最低賃金の状況等を踏まえ、早期の見直しが必要と判断される場合には、これを2年とするなどの対応を図ること」と変更したところでございます。当該方針を各都道府県労働局に指示し、第15次計画として定めているものになります。当該方針の下、今後、2年間隔で計画するとしている工賃が62件、3年間隔で計画するとしている工賃が30件となっております。本年度は、このうち41件の工賃について改正等を図ることとしているところです。

この表は、こうして定めている都道府県別の最低工賃の改正計画について、令和7年度の現在の進捗状況を書き加え、まとめたものになります。令和8年3月現在の状況でございまして、今後さらに進展が予想されるものも数件ございます。

左下に最低工賃の決定の流れ図を記載しています。最低工賃の改正に当たりましては、この流れ図にありますように、まず、各工賃に関する実態調査を行い、その結果などを踏まえて諮問、あるいは諮問見送りとなります。諮問となった場合には各労働局に設置をされた専門部会等で御審議をいただき、答申、官報公示を経て発効という流れになります。この資料では諮問や公示など、それぞれのステータスの記号をつけて、各工賃について現在までの状況を一覧にしております。◎は改正の公示が済んでいるもの、○は答申が済んでいるもの、●は諮問見送りとなっているものとなっています。

全国のステータスの状況を集計したものを次のページにまとめております。一番上の公示済とありますのは、官報に公示が済んでおり、既に効力が発生をしているもの、または今後発効するものとなります。現在までに6件が改正として公示までなされています。また、廃止として2件が公示済みとなっております。

2つ目の欄の答申済とありますのは、労働局長に対し、改正、または廃止の答申がなされたもので、現在、官報への掲載手続中のものとなります。改正が12件、廃止が3件、合わせて全部で15件ございます。これらについては現在官報公示の手続中のものとなりますので、今後順次発効する予定となっております。

3つ目の諮問中とありますのは、現在改正に向けて各労働局の地方労働審議会で諮問がなされ、現在部会において金額改正に向けた審議等が行われているものになります。これが3件ございます。諮問見送りは当該工賃に関する家内労働の状況から今回は諮問を見送るとしたもので15件ございます。

令和7年度に改正等が計画されていた最低工賃については、一部現在進行中のものもございますが、全体ではこのような状況となっております。全体的に見ると、最近の賃金等の状況を踏まえまして、前回までの第14次計画期間などと比べると、改正される工賃が増え、諮問見送りとなる工賃が減少しています。また、そうした中で、10年以上ぶりに改正される工賃も一定数認められているところでございます。

以上が第15次計画における実施状況となっております。引き続き本計画に従い、計画的な改正を進めていきたいと考えております。

議題3につきましては以上でございます。

○山本部長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について御意見・御質問等がございましたら御発言をいただければと思います。

水崎委員、お願いいたします。

○水崎委員 御説明ありがとうございます。

工賃の改定について御意見をさせていただきたいと思っております。家内労働者唯一のセーフティネットと言ってもいい最低工賃、これは水準に関して令和5年度の家内労働等実態調査、これは厚生労働省がやっているものになると思うのですが、1時間当たりの平均の工賃額というのが出て、522円というような水準が出ています。昨今、急速に引き上が

っている地域別最低賃金の平均等と比べると、非常に低い水準になっているのではないかと考えています。

あと、同じ調査の3年前の水準、これが1時間当たり520円という数字が出ているので、3年間で、平均額ですけれども、全体で2円しか上がっていません。この調査結果を踏まえれば、最低工賃をきちんとしかるべき水準まで引き上げる必要があるのではないかと考えています。

これを踏まえて、令和7年度の実施状況を見ますと、廃止が5件、諮問見送りが15件ということで御説明をいただきました。理由としては、適用されている人数が非常に少なくなっているからというのが非常に多いと伺っているのですけれども、これは各地域で公労使のそれぞれの委員に相談をしたり、審議の結果だと思っておりますが、適用人数が少ないから止めますというのは短絡的ではないかと考えている面もありますし、実際、廃止されるものの工賃がどれぐらい支払われているのか。家内労働者にどれぐらいの工賃が支払われているのか、労働者であったり、委託者の皆さんであったり、実態をきちんと確認をしていただいた上で判断をしていただきたいと思いますと思っておりますので、どう御対応されるかというのはあれですけれども、御意見としてお伝えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○山本部長 ありがとうございます。

今の御意見について、コメントをいただければと思います。よろしく申し上げます。

○千葉課長 どうもありがとうございます。

今、委員からもお話がございましたように、各労働局の地方労働審議会の下にあります部会の中で、公労使の先生方に御議論いただきながら、こういった結論になったというところで承知してございます。もちろん結論をいただく上におきましては、各管内の家内労働者を取り巻く状況なども十分に動向を把握していただいたものと承知してございます。

○山本部長 よろしいですか。

○水崎委員 佐久間委員もおっしゃっていましたが、平均額を見ると、地域別最低賃金と比べると半額ぐらいしか出ていないというのは課題ではないかと思っておりますので、制度全体を含めて、引き上げる何か策みたいなものを御検討いただきたいと思います。

以上となります。

○山本部長 ありがとうございます。御意見をいただきました。

それでは、オンラインで手を挙げていただいている仁平委員、お願いいたします。

○仁平委員 御発言の機会をいただきましてありがとうございます。

私も水崎委員、それと、先ほど佐久間委員から御意見をいただいておりますけれども、同じ問題意識を持っています。最低工賃は言わずもがな最低賃金との均衡を考慮して決めるというのが法律で書かれている話でございまして、直近3年でいけば、地域別最低賃金が160円程度上がっているのかなと考えています。率にすると16.6%です。

先ほど課長からも御報告もいただいたので、一つ聞こうかと思っていたのは、公示済み

と答申済みの合わせて18件、どれくらいの上げ幅だったのだろうか。34ページの資料からだけだと分からなかったものですから、そこを確認したいと思っていたのが一つでございました。先ほどの繰り返しになりますけれども、18件中10%以上が14件、そして、10%から5%の引上げが3件、そして、5%未満が1件だったと承知をしているところでございます。冒頭の田中局長の御挨拶にもございましたが、まさに家内工賃の法の趣旨を踏まえて、ぜひ今後も改定を進めていっていただきたいと思っております。

もう一つ、今回の計画では、これも先ほど御説明もございましたが、これまで基本3年サイクルだったのですけれども、2年サイクルに改定のサイクルを変えたものも一定数あるという御説明もいただきました。前回の意見を踏まえ、見直していただいたことはよかったかなと思っているわけでございます。ただ、今の情勢を踏まえれば、もっと増やしていてもいいのではないかということをお意見として申し上げておきたいと思っております。

それと、本日段階で諮問中のものもまだ3件残っているということでございましたので、それぞれ地域での予定ということもあろうかと思っておりますが、残り3件についてもぜひ年度内に御答申いただけるよう、各労働局からもぜひ御努力いただければありがたいと思っております。意見で申し上げたいと思っております。

以上です。

○山本部会長 ありがとうございます。

事務局のほうからコメントがあればお願いいたします。

○千葉課長 どうもありがとうございます。

まず、最低工賃の見直しのサイクルの関係でございますが、今年度からの第15次計画につきましては先ほども説明させていただきましたとおり、3年にこだわらず2年などでの機動的な見直しもできるようにしてございまして、既にそういった状況で労働局でも改正作業を進めてございますので、御理解をいただければと思います。

また、今年度計画にあった41件の中で、現在諮問中のものが3件ありますが、こちらにつきましても私どもといたしましても労働局を指導し、適正な最低工賃制度の運営に努めてまいりたいと考えてございます。

○山本部会長 仁平委員、よろしいですか。

○仁平委員 ありがとうございます。

○山本部会長 では、会場の坂巻委員、よろしくお願いいたします。

○坂巻委員 御説明どうもありがとうございました。

私のほうからは2点ほど、これはお願いになります。

一つは、15次の最低工賃の新設・改正状況を見ると、答申済となっているのは18件、それから、先ほどの御説明では10%超の改定率のものが14件あるというお話がありました。10%というのは委託者側からしても結構きついところではあろうかとは思っておりますけれども、少なくとも最低工賃については、改正内容が遵守されるように御指導いただければと思っております。

もう1点が、先ほどほかの委員の方も触れられましたけれども、原則として3年を目途に見直しを行っていたもの、これが地域の実情を踏まえて早期の見直しが必要なものについては2年とする対応が取られるようになったところでございます。先ほど来、地方最低賃金のお話も出ていますけれども、ここ2～3年の動きは非常に大きいので、また物価、それから、経済状況等も変化が目まぐるしい中にありますので、地域の現状に即した最低工賃が設定できるように、地方の労働審議会において計画的な審議をお願いできればと思っている次第です。

以上です。ありがとうございました。

○山本部会長 ありがとうございます。

何かございましたら、いただければと思います。

○千葉課長 ありがとうございます。御意見を承らせていただきました。

○山本部会長 オンラインで手を挙げていただいている佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 御説明ありがとうございました。

昨今の物価、賃金の状況を踏まえますと、適切な工賃を決定することは当然のことと思います。最低工賃もしかりと思います。

他方、諮問見送りが今回15件依然としてある。労働者の方たちが非常に減ってきたというところも一因になっていると思います。私自身、地方の審議会に参画させていただく中で、数自体減ってきていることに加え、実態調査の回答率も非常に低い状況でした。実態把握の精度を上げることにつきまして、各地の労働局に御指導いただくとありがたいと思っております。

もう1点、最低工賃の趣旨はもちろん理解ができます。労働者数がかかり減ってきている業種においては、最低工賃の視点に加えて近年のフリーランス法の趣旨等を踏まえて、委託者・家内労働者の個別の取引をどう適正化していくかという視点も非常に重要なのではないかと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○山本部会長 ありがとうございます。

事務局から今の御意見についてコメントをお願いいたします。

○千葉課長 どうもありがとうございます。

家内労働者の実態把握につきましては、引き続き労働局とも情報交換などもしながら、精度を上げるための工夫に努めてまいりたいと思います。

また、家内労働者が減っている中での今後の対応ですが、私どもといたしましては、そうは言っても8万5000人ほどの方々が家内労働に従事しておりますので、引き続き、家内労働法に規定された措置についての周知徹底やその推進を図ってまいりたいと考えています。

○山本部会長 佐藤委員、よろしいでしょうか。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○山本部会長 ありがとうございます。

そのほか、御意見・御質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

では、この議題は以上にさせていただいて、最後に議題4、その他で報告事項に移ります。では、事務局のほうから御報告をお願いいたします。

○船井室長 それでは、労働基準局安全衛生部の船井のほうから御説明させていただきます。議題4、資料4について御説明させていただきます。

1枚めくっていただきますと、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案の概要ということで、これは既に成立しているので法律の概要なのですがすけれども、付けさせていただいております。これは昨年度の家内労働部会に御報告させていただいたときには、国会に法案を提出しているという状況でございまして、その後、昨年5月に無事成立しております。

その法案、5つの柱がございますけれども、そのうちの1番目の柱、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進というところで、労働者ではない個人事業者の方が労働者と同じ場所で働く場合の措置を手当てした、その個人事業者に家内労働者であるとか補助者の方が該当し得るということで前回御報告させていただきました。今回、その改正が詳細までまとまりましたので、その御報告とどのように関係してくるのか、家内労働法と新しい労働安全衛生法がどのように適用されるのかというのを整理して通知を出させていただきたいと思っております、施行通達の中にそういったことを盛り込みたいと思っておりますのでその御報告でございます。

39ページ、改正安衛法及び整備政省令に基づく改正内容です。今回の改正はいくつか施行期日が分かれておるのですけれども、それを簡単にまとめております。この改正のコンセプトというのは、冒頭に申し上げましたとおり、労働者と同じ場所で就業する労働者以外の方、個人事業者等、そういった方をも取り込んで、労働災害だけではなくて個人事業者の災害も防止していこうという観点で改正しました。したがって、労働者以外の方が労働者と同じ場所で働く場合、法の適用の対象になるという前提でございます。

今回、用語の定義というところがございますように、今まで労働安全衛生法上は位置づけがなかった登場人物を幾つか規定しております。

①で個人事業者、労働安全衛生法上は事業者というのが定義されていたのですけれども、これは事業を行う者で労働者を使用するものという定義だったのですけれども、逆に、事業を行う者で労働者を使用しないものというのを個人事業者と位置づけました。

②の作業従事者、これは事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者ということで、これは労働者であるか、労働者でないかにかかわらず、作業に従事する方は作業従事者と言っています。

③は作業従事者のうち、中小の事業者であるとか、個人事業者の作業従事者ということです。

こういう形で定義をしました。それぞれ、この定義ができたので、今までは労働者と規

定していたものを作業従事者に拡大するという形で、既存の労働災害防止対策を広げて、こういう作業従事者とか、作業従事役員とか、個人事業者とかまで広げたという改正をしたということでございます。

次のページ、ここで家内労働法と労働安全衛生法の適用関係なのですが、従来から家内労働法に出てきます家内労働者とか補助者、または委託者というのは、もともと労働安全衛生法上も適用除外とはされていなかったもので、ごく一部の規定ではございますけれども、家内労働法と労働安全衛生法が重畳適用される場面がありました。

今回、先ほど出てきました登場人物が増えましたと言ったとおり、それに家内労働者とか補助者が該当する場面が出てきますので、この重畳適用される場面が広がるという整理になります。そうしますと、重畳適用のされ方に応じて考え方を示す必要があるのではないかとということで、考え方を通達で示そうとなったわけでございます。

下に簡単に整理表をつくったのですが、法の目的とか、そういうのは飛ばしまして、家内労働者等への適用という欄を見ていただきますと分かりますとおり、くどいのですが、今回の改正労働安全衛生法は、労働者と同一の場所で作業を行う場合に適用されますということです。労働者が一切いない、家内労働者の例えば御自宅とかで作業している場合については適用されないということです。

一方で、家内労働法は場所を問わず適用されるということだと思います。労働者と同じ場所で作業するとき、家内労働法と安全衛生法、両方に規定があるケースがあると思います。例えば危険な機械については、労働安全衛生法上は大臣が定める構造規格を具備しないと使っては駄目ですという義務ができた。これと同じような規定が家内労働法上は努力義務で存在する。これは両方適用があるわけなのですが、新しい安衛法の措置をやっているならば、当然、家内労働法の努力義務も満たされる。こういう関係にあるということです。

一方で、災害が起きたときの報告、今回改正労働安全衛生法でも新しい報告制度の仕組みをつくりました。家内労働法上ももともと死傷病届という仕組みがございました。これらについては報告主体であるとか報告先であるとか、報告内容もそれぞれ法令の目的によって大分違っておきますので、何か一本化するというのはなかなか難しい。したがって、それぞれの法令に基づいてしっかり両方出させていただくということで考えております。

最後、一方のみに規定がある措置ということでございますが、これはいろいろあります。安衛法だけにあるもの、家内労働法だけにあるもの、これはそれぞれの措置をやっていただく必要があるということでございます。今申し上げましたように、重複適用の考え方が3パターンぐらいあるわけなのですが、これを労働安全衛生法の施行通達に盛り込んでお示ししようと、直近施行が予定されているものが令和8年4月施行のやつで、もうあまり日がないのですが、今、施行通達を取りまとめているところでございまして、その中にはこの考え方に基づいた記載も盛り込んだ上で出させていただこうということです。

まず、基本的な考え方、これも繰り返しになりますけれども、家内労働法と安衛法はそ

れぞれ趣旨・目的が異なるので、適用除外を行っていないので、労働者と同じ場所で作業を行う家内労働者とか補助者については両方適用される場合があります。今回、安衛法改正によって新たに位置づけられた個人事業者とか作業従事者とか作業従事役員には家内労働者が含まれます。作業従事者には補助者が含まれます。こういったような用語の定義も盛り込む。

その上で、どのように重複適用されるのかというのについて、ある事項について、同様の目的からそれぞれの法律に規定が設けられている場合については、水準が高いほうをやれば、もう一方はクリアできるという考え方、もう一つは災害報告など、類似の規定はあるのですけれども、趣旨・目的が異なるものについては、それぞれ報告主体とか報告先も異なるのでそれぞれやっていただく。一方のみに適用がある場合については、それはそれぞれやっていただく。こういう考え方をお示ししたいと思っております。

以上、御報告でございます。

○山本部長 ありがとうございます。

法律の適用に関して通達に盛り込む事項について御説明をいただきました。

御意見・御質問等がございましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。

芝山委員、お願いします。

○芝山委員 御説明ありがとうございます。また、安全に関して適用を広げていただいたことに非常に感謝をしたいと思います。

そこで、新しいことを始めるとなると、困るのは伝えたつもりなのに伝わっていないことが往々にしてあり得るので、その伝え方を非常に慎重にしてほしいというところです。我々も労働組合という形で会社がちゃんと法令にのっとっているかどうか、チェックリスト等を用いながら、そういったところを労使同士で確認するというのをやっておりますので、そういったチェックリスト、ただ単に通達で与えるだけではなくて、返ってくるような形のプッシュ・プルみたいな形で対応していただけるようなことをしていただければと思います。

あと、最後のところで少し話が出ましたが、実際に災害が起こってしまった場合の対応をどうするかというのが、今の話だと重複して2つ出さないといけないとか、そんな形です。そうすると、結構複雑なところになりますので、そこを何とか簡素にできるようにすると、もし、できないのであれば、それをこうするのだよという分かりやすくしたガイドライン等をつくっていただいて、委託者、そして、実際に働いている方々に対して伝えるようにしていただきたいと思っております。

以上です。

○山本部長 ありがとうございます。

何かコメントをいただけますか。

○船井室長 御指摘ありがとうございます。

まず、1点目、新しい改正内容がちゃんとうまく周知できるか、伝わるかという部分で

ございます。これは家内労働者さんとか補助者さんに限らず、今まで対象にしてこなかった個人事業者、フリーランスのような方々に、どうやって情報を届けるかというのは、この法案を審議するときにもいろいろ御指摘をいただいたところでございます。

なので、令和8年度から順次施行されるのですけれども、まずは例えば先ほども出てきました特別加入者の特別加入団体だとか、あと、個人事業者からなる団体であるとか、あとは発注者、委託者になる関係の業界団体さん、そういった方々にもお集まりいただいた協議会のようなものを立ち上げたいと思っています。

そこでいろいろ周知を図るとともに、例えば委託事業で分かりやすいテキスト開発をしたりとか、そういった教材などもつくって、家内労働者の方もアクセスしやすいようにホームページとかにも載せたりとかして、丁寧にやらせていただきたいと思っています。

そういった協議会の中で、もし、先ほど御提案があったチェックリストみたいなものも必要だということになれば、そういうものも開発して周知することも可能だと思います。いかんせん我々も労働災害防止でずっとやってきたので、個人事業者の方々にどういうニーズがあるかというのを十分に把握できていない部分もあるので、関係者に集まってもらって丁寧にやりたいということでございます。

もう一つ、災害が起きた場合の報告でございますけれども、労働者死傷病報告という仕組みが労働安全衛生法上はあって、これは労働者を雇用する事業者が監督署に出すという罰則付きの義務を負っている規定なのです。個人事業者の場合、そこまで厳しいものは必要ないのだろうけれども、罰則はない義務という形で、災害が起きた場所を管理する人だとか、あと、災害が起きた場所において一緒に業務を行っていた注文者の方、要は起きた現場にいた人に出してもらうという仕組みにしているのです。

一方で、家内労働者の死傷病届というのは、委託者が場所にかかわらず出すということなので、報告主体が違ってしまうということも往々にしてあるわけなので、それを何か統一してというのはなかなか難しい部分がありました。

ただ、報告事項とかも結構違うのですけれども、我々のほうの仕組みというのは電子申請を原則にしようとしております。なので、スマホ等からできる。あと、災害場所とかも写真で撮ってそれを添付して送れるとか、比較的簡素な形にしたいと思っています。仮にそういうものを重複して家内労働者の死傷病届として出すようなことがあれば、一応電子で入力しているので、うまくコピーとかをして様式に入れて出していただくことも可能だと思うので、そこら辺は工夫次第かなと思っています。

お答えになっているか分からないですけれども、以上です。

○芝山委員 ありがとうございます。

電子申請等が非常に手軽にスマホでできるようになれば皆さんも出しやすいと思います。とりあえず出すことが一番重要だと思いますので、より慎重にお願いしたいと思います。

以上です。

○山本部会長 ありがとうございます。

それ以外に何か御意見・御質問はございますでしょうか。

オンラインで手を挙げていただいている阿部委員、お願いいたします。

○阿部委員 御説明ありがとうございます。

今と同じ意見にはなりますが、今回安衛法改正ということで、特に家内労働法の死傷病届と安衛法の死傷病報告とで法的な立てつけがいろいろと違うという御説明がありましたが、聞いていても分かりづらいものでございますので、分かりやすく関係者に周知していただければと思います。

繰り返しの意見になりましたが以上でございます。

○山本部長 ありがとうございます。

○船井室長 いただいた御意見を踏まえて、しっかり分かりやすく周知させていただきたいと思います。

あと、例えば、個人事業者として報告を出してきたのだけれども、実は家内労働者なり補助者に該当するような方で、そっちでも出してもらわなくてはいけないとか、逆もしかりなのですけれども、そういったものについては家内労働者の死傷病届も監督署を通じて労働局に出すということなので、窓口としては統一なのかなと思っているので、窓口レベルでそういうサポートといいますか、片方を忘れていますみたいなアナウンスはできるように各局に指示をしつつ、しっかり周知してまいりたいと思います。

○山本部長 ありがとうございます。

川田委員、どうぞ。

○川田委員 私も内容としてはほかの委員の御発言と似たようなところがあります。質問というよりは意見になるかと思いますが、できるだけ重ならないところを中心に述べたいと思います。

まず、今回御説明いただいた安衛法と家内労働法の関係については法律の理論というか理屈の話としても、双方の趣旨・目的が異なるので、一方が他方を優先的に適用されて、他方の適用を排除するというものではなく、重なり合う形で適用される。その結果、実質的により高い水準の内容を定めているものが適用されるような関係になっていくというのは、法律の理屈としての的確な整理といえるのではないかと考えています。

ただ、そうになると、これは既に御指摘があったように、複数の法律が適用されるということで適用関係が複雑になるので、そこを分かりやすくしていくことが必要になってくる。この議題との関係では家内労働法と安衛法の関係ですが、既にほかのところでも出てきた例えば労災保険の特別加入のような形でも、広い意味での労働法に当たる法律が少し特殊な形で適用される場面があります。

あと、フリーランス法なども例えば最低工賃、工賃については具体的な金額が家内労働法で定められていますが、フリーランス法のほうでも水準が低すぎではいけないような規定があったりなど、いろいろな場面が出てくるので、一つは適用関係を分かりやすくというのは課題だと思います。特に今までの議論に付け加える形で意見として述べたいのは、

働く側、それから、発注する側それぞれが具体的な問題について確認したいと思ったときに、どこでどういう形で相談できるのかということを確認することが大事です。

また、相談を受ける側は先ほどの話に付け加える形で言うと、フリーランスとか家内労働という形で相談を受けたけれども、よくよく話を聞いてみると、実はこれは労働者なのではないかというようなケースについても、そのようなものとしての確に対応していけることなどを視野に入れた対応が必要になってくるのではないかと思います。

今日のお話で言うと、例えば最低賃金の話のほか、資料の30ページ辺りに出てきた家内労働関係予算を使ってどういう施策を行うかということにも関わってくるのではないかと思います。私の意見としては、今言ったような適用関係が複雑になる部分の相談体制などを含めた適切な対応というところは重要なのかなということで、意見として述べたいと思います。

以上です。

○山本部長 御意見ありがとうございました。

今の相談窓口的なものとか、そういうものも検討できるかどうか。

○船井室長 御質問ありがとうございます。

私の担当部分についてお答えしますので、ご質問の全体への答えになるか分からないですけれども、1つ目のいろいろな労働関係、もしくはフリーランス法とかとの重複の話は、実はフリーランス法ができたときに家内労働法との関係が重複する部分があるというので通知を出されたと承知しておりまして、そういうのがあるので今回同じような形で書かせていただきたいと思った経緯があります。そういうのも併せて分かりやすく家内労働関係者に周知していくのが重要かと思いました。

その上で、相談窓口ですけれども、家内労働者に限らず、今回法改正しまして個人事業者の方が、今まではなかなか足が向かなかった労働基準監督署とかにもお越しになるケースは増えると思います。その際に、必ずしも新しく適用になった法令だけの相談が寄せられるとはとても思えなくて、いろいろな要素が混ざってくるのではないかと思います。

そうしたときに、そこの交通整理というのがなかなか監督署でもその場でできるかどうか難しい。今、委託事業で来年度からやろうと考えているのは、最近チャット型のAIとかもありますので、AIに質問を率直に入れると、あなたの質問にはこういう要素があります、Aという要素は監督署です、Bという要素はどこどこですといったように、コンシェルジュのように相談を峻別して適切なところにつないでさしあげるような仕組みができないかというのを今考えています。そこで、まず、入り口で整理した上で必要なところに行ってください。そんなイメージで考えています。

○川田委員 ありがとうございます。

○山本部長 ありがとうございます。

皆さん、ほかに御意見等はよろしいですか。

では、以上で今日の予定の議事は終了いたしました。

今日、皆様からいろいろ御意見をいただいたところですので、事務局としても引き続き今日の御説明に沿って取組を進めていただくようお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員の皆様には、議事運営に御協力いただきありがとうございました。

それでは、事務局のほうにお渡しいたします。

○鈴木課長補佐 本日は大変ありがとうございました。

今回の部会の議事録につきましては、後ほど委員の皆様にご確認のため送付をさせていただいた上で、ホームページに公表してまいりたいと思いますので、その件につきましてもよろしくをお願いいたします。

以上になります。本日は大変ありがとうございました。